

「ヤングケアラー」を知っていますか？

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。国の調査により、ヤングケアラーは、中高生の約20人に1人いるという結果が出ています。

(ヤングケアラーのイメージ (例))



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

子どもの皆さんへ

こんなことで困っていませんか？

おとうさんやおかあさん、おじいちゃんやおばあちゃん、きょうだいなどの世話や介護をされていて…

- 学校に行けない時がある
- 寝不足で授業中に居眠りしてしまう
- 宿題や勉強をする時間がない
- 友達と遊ぶ時間がない
- 生活のためにアルバイトをしている
- 家族のことを相談できる人がいない

こんな時は、ひとりで抱えこまずに、学校の先生や相談窓口にご相談ください。

大人の皆さんへ

ヤングケアラーに気づいたら…

自らをヤングケアラーであると自覚している子どもは少ないと言われています。

仕事や生活を通して子どもと関わる中で、ヤングケアラーが疑われるケースがある場合には、相談窓口にご連絡ください。



ヤングケアラー相談窓口

- 子どもとその家庭に関する相談について
0~18歳未満の子どもとその家庭についてのご相談を伺います。

【子ども家庭支援室】

相談時間：月曜日～金曜日

(祝祭日及び年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

028-632-2390

- 青少年のさまざまな悩みに関する相談について

15~39歳の青少年が抱える家族や学校に関する悩み、自分の将来についての悩みなどを伺います。

【青少年自立支援センター「ふらっぶ」】

相談時間：月曜日～金曜日

(祝祭日及び年末年始を除く)

午前9時～午後5時

028-633-3715

お近くの窓口でも伺います。

- 保健や福祉に関する相談について

ご家族の病気や介護のことなど、保健や福祉のサービス利用等についてのご相談を伺います。

相談時間：月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

・保健福祉総務課(市役所1階18番窓口) 028-632-2941

・平石地区市民センター 028-661-2369

・姿川地区市民センター 028-645-4535

・富屋地区市民センター 028-665-3698

・河内地区市民センター 028-671-3205